

公立大学法人北九州市立大学広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人北九州市立大学（以下「本学」という。）の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 広告媒体 建物の壁面、広報印刷物、ホームページ、その他広告掲載が可能な資産をいう。

(2) 広告掲載 本学の広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権侵害となるもの

(4) 政治性のあるもの

(5) 宗教性のあるもの

(6) 社会問題についての主義主張

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 美観風致を害するおそれがあるもの

(9) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

(10) その他、広告として不相当であると理事長が認めるもの

2 前項各号も含め、広告に関する基準は、別途定める。

(広告媒体の決定)

第4条 広告掲載を行う広告媒体は、公立大学法人北九州市立大学会計規則第33条で定める資産管理責任者が決定する。

(その他)

第5条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、令和4年10月1日から施行する